東神楽町マスコットキャラクター「かぐらっき~」使用取り扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東神楽町マスコットキャラクター「かぐらっき~」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてキャラクターの基本形は、別図に定めるものをいう。 (使用できる者)

第3条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、東神楽 町長(以下、「町長」という。)は、使用を承認しないものとする。

- (1) 東神楽町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解 を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、町長がその使用について不適当であると認めるとき。

(使用承認申請)

第4条 キャラクターを使用するものは、新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が記事及び映像の一部として利用する場合、町が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、東神楽町マスコットキャラクター使用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 会社や団体の概要等、申請者の事業内容がわかる資料。
  - (2) その他、町長が必要と認める書類。

(使用承認)

第5条 町長は、前条の使用承認申請があった場合には、その内容を審査し、当該利用が町のPRに寄与すると認めるときは、使用の承認(以下、「使用承認」という。)をすることができる。この場合において、町長は必要があると認める場合には、キャラクターの使用方法その他について、条件を付することができる。

2 前項の使用承認は、キャラクター使用承認書(様式第2号)により行うものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料については、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターを使用する者のうち、営利を目的として使用する者にあっては次の各号に掲げる事項を、営利を目的としないで使用する者にあっては第3号及び第4号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真等をもって代えることができる。
- (3) 町長が別に定める色、形等を正しく使用し、デザインの改変などの応用的な使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。
- (4) キャラクター名「かぐらっき~」を表記する場合は、別図のどちらかの ロゴを使用すること。

(承認内容の変更)

- 第8条 キャラクターの使用の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、東神楽町マスコットキャラクター使用変更申請書 (様式第3号) を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、東神楽町マスコットキャラクター使用変更承認書(様式第4号)により行うものとする。

(違反等に対する取扱い)

- 第9条 町長は、キャラクターを使用している者(使用の承認を受けた者を除く。)が、第3条に規定する事項を遵守しなかったときその他この要領に違反したときは、その使用の差し止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。
- 2 前項に規定する請求等を受けた者は、直ちに、その請求等に従わなければならない。
- 3 町長は、キャラクターの使用の承認を受けた者が、第3条に規定する事項を 遵守しなかったとき、その他この要領に違反したときは、その承認を取り消す ものとする。この場合において、承認の取り消しを受けた者に損害が生じても、 町はその責めを負わないものとする。

(庶務)

第10条 キャラクターの使用取り扱いに関する庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるものの他、キャラクターの取り扱いについて必要な 事項は、町長が別に定める。

## 附則

この告示は、平成25年12月5日から施行する。

## 別図

## キャラクター





ロゴ



